

草津市自治体基本条例策定本部会議設置要綱

(設置)

第1条 草津市自治体基本条例（以下「条例」という。）の策定に向けて、庁内において条例の策定のための検討および協議を行うことを目的として、草津市自治体基本条例策定本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例案の検討および協議に関すること。
- (2) その他条例の策定のため必要な事項

(構成および職務)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長および副市長を除く。）をもって充てる。
- 5 本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故あるときまたは欠けたときは、総合政策部長が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部会議に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年 2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。